

総社市

LGBTQ+

ファミリーシップ制度

スタート!

2021
12.1

お問い合わせ先：総社市 市民生活部 人権・まちづくり課 人権啓発係
TEL 0866-92-8253 E-mail jinken-machi@city.soja.okayama.jp

性的マイノリティの支援について

「パートナーシップ制度」に加え「ファミリーシップ制度」を新たに導入

○パートナーシップ宣誓制度（現状の制度）

性的マイノリティを含むカップルを、

婚姻に相当する関係であると市が認める

《パートナー2人の関係のみを証明》



○ファミリーシップ制度の導入（新規）

パートナーシップ宣誓者の近親者を、

家族としての思いを持つ関係であると市が認める

《子や親なども追加して証明》

※ 近親者とは

パートナー2人のいずれかの実子、養子、両親等 3親等内の血族

○ファミリーシップ制度導入後のメリット

（例）

- ・市営住宅に家族として入居可能
- ・携帯電話の家族割サービスの対象
- ・パートナーの子どもとして看護休暇を取得可能